

1. 開会日時・場所

日時 令和3年3月25日(木) 午後2時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	—	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝己				

欠席委員

10番 堀本 隆司

3. 議事録署名人

2番 寶田 清隆 19番 武郷 勝己

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 内藤 博志 係長 岡 泰彦 主査 東 徹 主任 茂見 鉄平
農林水産課 主事 白須 早紀 主事 原田 愛理

5. 審議事項

第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第17号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第18号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第19号議案 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
第20号議案 非農地証明申請について
第21号議案 農用地利用集積計画について
第22号議案 農用地利用集積計画について
第23号議案 農用地利用配分計画について
第24号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第3回総会は成立しております。

なお、本日10番 堀本委員から欠席する旨、通告がありましたので報告します。会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、2番 寶田委員、19番 武郷委員を指名します。

議長 それでは、これから申請に基づく議題に入りますが、先ほど事務局から提案のありましたように、日程第6 第21号議案から日程第8 第23号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議長 日程第6 第21号議案を上程します。

農用地利用集積計画について、三原市長から決定を求められるものです。

第 21 号議案に係る資料 21 の第 1 番から第 1183 番について審議します。

本議案は、「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の「議事参与の制限」の規定により 8 回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議を行います。

それでは、担当者の説明を求めます。

事務局

説明に入る前に、第 21 号議案についていくつか訂正がございます。資料 21 の 52 ページ目、1024 番に取り下げの申請がありました。したがって、〇〇地域の件数が 102 件、筆数が 300 筆、面積が 455,771.14 m²、合計の件数が 489 件、筆数が 1,182 筆、面積が 1,740,907.12 m²となります。

それでは、第 21 号議案 農用地利用集積計画について説明いたします。

この農用地利用集積計画の決定は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定にもとづき、三原市長からの令和 3 年 3 月 10 日付け文書番号第 2950 号によって決定を求めるものです。

今回、利用権設定を計画する農用地は、議案書 13 ページの中段に記載の「地域別面積集計表」に記載しております。

〇〇地域で、件数 162 件、筆数 314 筆、面積 410,702.96 m²

〇〇地域で、件数 93 件、筆数 250 筆、面積 334,365.02 m²

〇〇地域で、件数 132 件、筆数 318 筆、面積 540,068.00 m²

〇〇地域で、件数 102 件、筆数 300 筆、面積 455,771.14 m²

合計で 489 件、1,182 筆、面積 1,740,907.12 m²の農用地利用集積計画が提出されています。

利用権を設定する農用地については、資料 21 の 1 ページから 60 ページに記載しており、利用権の開始予定日は、すべて令和 3 年 4 月 1 日です。

全体説明は以上です。

議長

これからは、個別に審議します。

はじめに、資料 21 の借手が農事組合法人〇〇の案件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長

それでは、担当者の説明を求めます。

事務局

それでは、説明します。

〇〇地域で件数 26 件、筆数 52 筆、面積 83,929.04 m²、〇〇地域で件数 3 件、筆数 7 筆、面積 19,905 m² 農地の受け手は農事組合法人〇〇です。

以上で説明は終わります。

議長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議長

異議なしと認めます。これより、採決に入ります。

ただ今審議しました農用地利用集積計画は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は、挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、ただ今の農用地利用集積計画については、原案のとおり承認決定されました。

〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議長

続いて、資料 21 の 71 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。
〇〇地域で1件、1筆、面積は2,521㎡、農地の受け手は〇〇です。
以上で説明は終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました農用地利用集積計画は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、ただ今の農用地利用集積計画については、原案のとおり承認決定されました
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、資料21の第122番から第124番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。
〇〇地域で件数1件、3筆、面積は2,507㎡、農地の受け手は〇〇です。
以上で説明は終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました農用地利用集積計画は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、ただ今の農用地利用集積計画については、原案のとおり承認決定されました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、資料21の借手が農事組合法人〇〇の案件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。
○○地域で件数 56 件，筆数 151 筆，面積 264,936 m²，農地の受け手は農事組合法人○○
です。以上で説明は終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

 ・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより，採決に入ります。
ただ今審議しました農用地利用集積計画は，原案のとおり承認決定することについて，賛
成の方は，挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって，ただ今の農用地利用集積計画については，原案のとおり承認決定されました。
○○番委員は，入室してください。

 ・・・委員入室・・・

議 長 続いて，資料 21 の借手が株式会社○○の案件を審議しますので，○○番委員の退席を求
めます。

 ・・・委員退席・・・

議 長 それでは，担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。
○○地域で件数 6 件，15 筆，面積 32,477 m²，農地の受け手は，株式会社○○です。以上
で説明は終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

 ・・・「異議なし」の声あり。

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
ただ今審議しました農用地利用集積計画は，原案のとおり承認決定することについて，賛
成の方は，挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって，ただ今の農用地利用集積計画については，原案のとおり承認決定されました。
○○番委員は，入室してください。

 ・・・委員入室・・・

議 長 続いて，資料 21 の 878 番を審議しますので，で，○○番委員の退席を求めます。

 ・・・委員退席・・・

議 長 それでは，担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。
○○地域で件数 1 件，1 筆，面積 51 m²，農地の受け手は，○○です。以上で説明は終わ
ります。

議 長 担当者の説明が終わりました。

- 議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
- ・・・「異議なし」の声あり。・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました農用地利用集積計画は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は、挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、ただ今の農用地利用集積計画については、原案のとおり承認決定されました。
〇〇番委員は、入室してください。
- ・・・委員入室・・・
- 議 長 続いて、資料 21 の借手が農事組合法人〇〇の案件を審議しますので、〇〇番委員、〇〇番委員の退席を求めます。
- ・・・委員退席・・・
- 議 長 それでは、担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します。
〇〇地域で件数 1 件、4 筆、面積 8,175 ㎡、農地の受け手は、農事組合法人〇〇です。以上で説明は終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
- ・・・「異議なし」の声あり。・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました農用地利用集積計画は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は、挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、ただ今の農用地利用集積計画については、原案のとおり承認決定されました。
〇〇番委員、〇〇番委員は、入室してください。
- ・・・委員入室・・・
- 議 長 続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、第 1 番から第 1183 番について審議します。
担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します。
〇〇地域で、件数 134 件、筆数 258 筆、面積 321,745.92 ㎡、〇〇地域で、件数 90 件、筆数 243 筆、面積 314,460.02 ㎡、〇〇地域で件数 69 件、筆数 151 筆、面積 242,604 ㎡、〇〇地域で件数 101 件、筆数 296 筆、面積 447,596.14 ㎡、農地の受け手は農用地利用集積事業計画のとおりです。以上で説明は終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
- ・・・「異議なし」の声あり。・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました農用地利用集積計画は、原案のとおり承認決定することについて、賛

成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、ただ今の農用地利用集積計画については、原案のとおり承認決定されました。
第 21 号議案に係る審議は全て終了し、原案のとおり承認されたことを報告します。

議 長 日程第 7 第 22 号議案を上程します。
農用地利用集積計画について、三原市長から決定を求められるものです。
第 22 号議案に係る資料 22 の第 1 番から第 22 番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 第 22 号議案 農用地利用集積計画について説明します。
この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化
促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定
により決定を求めるものです。
今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段
に記載の「地域別面積集計」に記載しております。
〇〇地域から件数 1 件、筆数 2 筆、面積 5,165 m²、
〇〇地域から件数 6 件、筆数 16 筆、面積 33,621 m²、
〇〇地域から件数 1 件、筆数 4 筆、面積 3,249 m²が提出されています。
今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用集積計画の第 1 番から第 22 番は、原案のとおり承認決定することについて、
賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用集積計画について、資料 22 の第 1 番から第 22 番は、原案のとおり承
認決定されました。

議 長 次に、日程第 8 第 23 号議案を上程します。
農用地利用配分計画について、三原市長からの諮問です。
第 23 号議案に係る資料 23 の第 1 番から第 22 番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の「議事参与の制限」の規定によ
り 3 回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議
を行います。
それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 第 23 号議案 農用地利用配分計画の諮問について説明します。

該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規
定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地
中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求めるものです。

今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域
別面積集計」に記載しております。
〇〇地域にて件数 1 件、筆数 2 筆、面積 5,165 m²
〇〇地域にて件数 3 件、筆数 16 筆、面積 33,621 m²
〇〇地域にて件数 1 件、筆数 4 筆、面積 3,249 m²について意見を求めます。
以上で全体説明を終わります。

m²を受けるものです。農地の受け手については資料に記載のとおりです。
以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました農用地利用配分計画は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、ただ今の農用地利用配分計画については、原案のとおり承認決定されました。
第23号議案に係る審議は全て終了し、原案のとおり承認されたことを報告します。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

議長 次に、日程第1 第16号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第26件から第33件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

第26件は、沼田西町惣定の〇〇から、沼田東町末光の〇〇が、沼田西町惣定〇〇 ほか2筆 地目：田 合計2,710 m²を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第27件は、〇〇から、広島市東区の〇〇が、本郷町船木〇〇 ほか7筆、地目：田4筆 畑4筆 合計8,534 m²を、新規就農のため譲り受けるものです。

第28件は、本郷町船木の〇〇から、久井町山中野の〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田2,442 m²を、規模拡大のため譲り受けるものです。

第29件は、福山市東手城町3丁目の〇〇から、本郷町南方の〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 937 m²を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第30件は、〇〇から、広島市東区の〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 516 m²を、新規就農のため譲り受けるものです。

第31件は、久井町江木の〇〇から、久井町江木の〇〇が、久井町江木〇〇、ほか5筆、地目：田 合計3,700 m²を、農業経営を引き継ぐため譲り受けるものです。

第32件は、大和町大草の〇〇から、熊本県熊本市南区の〇〇が、大和町大草〇〇 地目：田 7.66 m²を、田の区画を整形し耕作しやすくするため譲り受けるものです。

第33件は、東広島市黒瀬町の〇〇から、大和町棕梨の〇〇が、大和町棕梨〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,649 m²を、耕作に便利で規模拡大のため譲り受けるものです。

以上、第26件から第33件の案件は、すべて農地法第3条の許可要件を満たしております。

農地法第3条による許可申請の説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

15番 第26件は、3月19日に23番推進委員とで現地確認をしました。
事務局が言われたとおり、〇〇の高齢化により懇意である〇〇に全てを譲るということで、話がついております。この水田は、農事組合法人〇〇の管理下にある田で、この〇〇も農事組合法人〇〇の会員として引き続き耕作していくということで確認がとれましたので、問題ないものと考えます。

7番 第27件と第28件が担当案件のため、続けて報告させていただきます。
第27件は、3月19日に28番推進委員と譲受人の母親立ち合いのもと、現地確認を行いました。最盛期は作業委託により耕作していたということです。そして、畑が4筆あるんですが、そのうち122 m²の畑については母親が野菜など作っていたんですが、今は膝が悪いので草刈りなどして管理しているそうです。ほかの3筆については、小高いところに家があってその居住地に接続した畑で、すでに柿の木が植えておりますが母親が管理するというので

事務局の説明どおり問題ないかと思ます。

第 28 件は、3 月 19 日に 28 番推進委員と譲受人の妻立ち合いのもと現地確認を行いました。現在も譲受人の近くで耕作されているので、特に問題ないと思ます。

4 番 第 29 件・第 30 件が担当案件ですので、続けて報告します。

第 29 件は、3 月 19 日に行政書士立ち合いのもと 29 番推進委員と現地確認を致しました。営農経験は十分あり基準に適合していますので、問題ないと思ます。

第 30 件も、3 月 19 日に行政書士立ち合いのもと 29 番推進委員と現地確認を致しました。

この案件は第 27 件で 7 番委員から報告がありましたように、譲渡人と譲受人は同一です。現在耕作されておる場所から 7 キロ以上離れているため、行政書士と耕作地を確認しましたが、野菜を作付するという計画がありますので問題ないと思ます。

14 番 第 31 件は、3 月 22 日に 13 番委員・30 番推進委員・32 番推進委員の 4 名で現地確認をしました。現地は久井支所から北東約 2.5 キロぐらいの地点にありまして、ほ場整備はされておりませんでした。耕作の方はずっとされているということで、譲受人の〇〇の方も前からやっていますので、耕作の方は問題ないということをお聞きしております。こちらは水稻の方の植え付けをする計画であるというお話でした。事務局の説明のとおり問題ないと思ます。

18 番 第 32 件は、3 月 20 日 36 番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおり問題ないと思ます。

5 番 第 33 件は 3 月 21 日に 38 番推進委員と現地確認をしてまいりました。事務局の説明どおりで問題ございません。

議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第 3 条の規定による許可申請、第 26 件から第 33 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、農地法第 3 条の規定による許可申請、第 26 件から第 33 件の本案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第 2 第 17 号議案を上程します。
農地法第 4 条の規定による許可申請について、第 5 件から第 10 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 5 ページをお開きください。第 17 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。

第 5 件は、〇〇氏が、高坂町真良〇〇 外 2 筆 地目：田 802 ㎡について宅地に転用するもので、内容は、住宅、納屋、離れが各 1 棟、駐車場 1 区画です。

なお、本件は転用の許可を得ることなく、宅地として利用されており、無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

第 6 件は、〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 0.37 ㎡について排水施設である柵に転用するものです。

第 7 件は、〇〇が、久井町羽倉〇〇 地目：畑 41 ㎡について墓地に転用するもので、内容は、墓石 1 基、法名碑 1 基です。

第 8 件は、〇〇が、大和町下徳良〇〇 地目：田 108 ㎡について墓地に転用するもので、内容は、墓石 5 基、法名碑 1 基です。

第 9 件は、〇〇が、大和町大草〇〇 外 1 筆 地目：田 37 ㎡、地目：畑 156 ㎡、計 193 ㎡について公衆用道路に転用するものです。

なお、本件は転用の許可を得ることなく、公衆用道路として利用されており、無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

第10件は、〇〇が、大和町椋梨〇〇 外2筆 地目：田 1,356㎡について、併用地：原野 418㎡とともに太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 280枚、11棟、発電量 49.5kW 規模です。

申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は、「農地法第4条第6項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

第6件と第8件から第10件は、「農振農用区域内」の農地ですが、令和2年12月10日付けで三原市長から「三原農業振興地域整備計画の変更についての諮問」を受け、令和2年12月24日の農業委員会第12回総会で「除外は妥当」と可決され、令和3年3月末頃に除外される見込みです。

農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

19番 第5件は、3月22日に22番推進委員と申請者〇〇と現地確認をしました。事務局の説明どおりなのですが、35年以上前にすでに転用目的の住宅が建てられておりました始末書を出されたということで、特に問題はないと思います。農地区分は第2種です。

4番 第6件は農地区分は第2種です。3月19日に申請者立ち合いのもと29番推進委員と現地確認をしました。農業施設にされる農地に排水桝を新設されるということで、問題ありません。

1番 第7件は3月21日に3番委員・31番推進委員・33番推進委員と現地確認を行いました。特に問題はないと思います。第2種農地です。

6番 第8件は3月18日に34番推進委員と現地を確認しました。家の敷地の中に墓を建てられるもので、事務局の説明どおり特に問題ないと思います。第2種農地です。

18番 第9件は3月20日に36番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおりで既に道路になっています。第2種農地です。

5番 第10件は3月21日に38番委員と現地確認をしてまいりました。事務局の説明どおりで問題ありません。

議長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請、第5件から第10件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、農地法第4条の規定による許可申請の本案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第3 第18号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第18件から第34件を審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の規定により2回に分けて審議します。
はじめに第25件について審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 8 ページをお開きください。第 18 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請、第 25 件について説明いたします。

〇〇から有限会社〇〇が、本郷町船木〇〇 外 4 筆 地目：田 3,415 m² 地目：畑 173 m² 計 3,588 m²について、所有権の移転を受け、併用地：雑種地 1,327 m²とともに太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 2,688 枚、28 棟、発電量 350kW 規模です。

申請地は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第 5 条第 2 項第 2 号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

以上で第 25 件の説明を終わります。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

17 番 3 月 19 日に 27 番推進委員と譲渡人〇〇立ち合いのもと、3 名で確認をしてまいりました。ただ今事務局の説明どおり、問題はありません。農地区分は第 2 種です。

議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なしの声あり」・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 5 条の規定による許可申請、第 25 件の本案は原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、農地法第 5 条の規定による許可申請、第 25 件について、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 引き続き、議事を進行します。農地法第 5 条の規定による許可申請、第 25 件を除く、第 18 件から第 34 件について事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 7 ページをお開きください。第 25 件を除く、第 18 件から第 34 件について説明いたします。

第 18 件は、〇〇から有限会社〇〇が、深町〇〇 外 1 筆 地目：田 1,685 m²について、所有権の移転を受け、併用地：雑種地 809 m²とともに資材置場及び駐車場に転用するもので、内容は単管 100 本、真砂土 100 m³他、車両・建設重機 14 台です。

第 19 件は、〇〇から〇〇有限会社が、小坂町〇〇 外 1 筆 地目：畑 360 m²について、所有権の移転を受け、資材置場に転用するもので、内容は、鋼管、建設足場です。

なお、本申請地は幅員の狭い集落道路沿いに位置しており、作業にあたっては、近隣住民への説明を行い理解を得たうえで、細心の注意を払って行うとの申立書が提出されております。

第 20 件は、〇〇から〇〇株式会社が、沼田東町末広〇〇 外 3 筆 地目：田 1,967 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 720 枚、11 棟、発電量 200kW 規模です。

第 21 件は、〇〇から〇〇・〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 63 m²（東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇 45.17 m²）について、所有権の移転を受け、併用地：宅地 353.55 m²とともに宅地に転用するもので、内容は住宅 1 棟、駐車場 1 区画です。

なお、本件は既に住宅が建築されていますが、区画整理事業施工中の土地を贈与により所有権移転するために申請されたものです。

本申請地は、「都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する「用途地域」内の農地で、許可基準は、「農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ (1)：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第22件、第23件は、関連案件のため併せて説明いたします。

第22件は、〇〇・〇〇から、本郷町船木〇〇 地目：田 573㎡について、第23件は、〇〇から、同町同字〇〇 地目：田 3㎡について、合同会社〇〇が所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル108枚、2棟、発電量33kW規模です。

第24件は、〇〇から株式会社〇〇が、本郷町船木〇〇ほか2筆 地目：田 94㎡について、所有権の移転を受け資材置場として利用するもので、内容は、排水管50本、真砂土300㎡、バリケード200組他です。併用地：雑種地2,233㎡は、令和元年8月に5条の許可を受け、既に転用済です。

第26件は、〇〇から〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：畑 89㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、倉庫2棟です。

なお、本件は転用の許可を得ることなく、宅地として利用されており、無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

第27件は、〇〇から〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 332㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場2区画です。

第28件、第29件は、関連案件のため併せて説明いたします。

第28件は、〇〇から、本郷町南方〇〇 地目：田 850㎡について、第29件は、〇〇から、同町同字〇〇 ほか1筆 地目：田 2,364㎡について、〇〇株式会社が、地上権を設定し太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル864枚、11棟、発電量200kW規模です。

第30件は、〇〇から〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 575㎡について、所有権の移転を受け、資材置場に転用するもので、内容は、コンクリートブロック20㎡、防草シート40㎡ 他です。

第31件は、〇〇から〇〇が、久井町小林〇〇 地目：畑 152㎡について、使用貸借権を設定し、併用地：山林 833㎡とともに太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル192枚、5棟、発電量49.5kW規模です。

第32件は、〇〇から〇〇合同会社が、大和町和木〇〇 ほか1筆 地目：田 2,328㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル344枚、11棟、発電量49.5kW規模です。

第33件、第34件は、関連案件のため併せて説明いたします。

第34件は、〇〇から、大和町棕梨〇〇 地目：田 1,032㎡について、第34件は、〇〇から、同町〇〇 地目：田 1,577㎡について、合同会社〇〇が所有権の移転を受け、併用地：原野12㎡とともに、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル264枚、6棟、発電量49.5kW規模です。

第21件を除く申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第5条第2項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

18件、第27件、第32から34件は、「農振農用地区域内」の農地ですが、令和2年12月10日付けで三原市長から「三原農業振興地域整備計画の変更についての諮問」を受け、令和2年12月24日の農業委員会第12回総会で「除外は妥当」と可決され、令和3年3月末頃に除外される見込みです。

農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長

順次、地元委員の調査報告を求めます。

16番

第18件は3月21日に20番推進委員と現地を確認しました。地主の〇〇は実際隣に住んでおられ問題は無いと思います。第2種農地です。

19番

第19件は3月22日に22番推進委員と現地を確認しました。農地の区分は2種です。先ほど事務局が説明されたとおり幅員が狭いんですが、資材を出し入れする場合は近隣に迷惑をかけないようにということで、問題ないと思います。

2番

第20件は、3月21日に24番推進委員と現地を確認しました。内容は事務局の報告どおりで問題ないと思います。区分は第2種です。

17番

第21件は、3月23日に27番推進委員と譲受人の〇〇立ち合いのもと、3名で現地確認を行いました。宅地に隣接する45㎡ということで別に問題ないと思います。第3種です。

- 7 番 第 22 件・第 23 件は関連案件，第 24 件は担当案件のため続けて報告します。
第 22 件・第 23 件について，3 月 19 日に 28 番推進委員と現地確認を行いました。申請地は本郷支所より北西約 3.3 キロ，瀬野川本郷福富線沿いに位置します。すでに周辺の工場跡地に太陽光発電があり，特に問題ないと思います。農地区分は第 2 種農地です。
第 24 件については，3 月 19 日に 28 番推進委員と現地確認を行いました。申請地は本郷支所より北西約 3.1 キロ，下徳良本郷線沿いに位置します。すでに併用地は資材置場であり，事務局の説明どおり特に問題ないと思います。農地区分は第 2 種農地です。
- 7 番 第 26 件は，3 月 19 日に 28 番推進委員と現地確認を行いました。申請地は本郷支所より北西約 2.4 キロ，沼田川支流の菅川沿いの近くに位置します。事務局の説明どおり特に問題ないと思います。農地区分は第 2 種農地です。
- 4 番 第 27 件から第 30 件までは担当案件のため，続けて報告します。農地区分は全て 2 種農地です。
第 27 件，確認日は 3 月 19 日，司法書士立ち合いのもとに 29 番推進委員と現地確認をいたしました。基準を満たしていますので問題ないと思います。
第 28 件・第 29 件は関連案件のため一括して報告します。これも 29 番推進委員と現地確認をいたしました。休耕田に太陽光発電を開設されるもので，地域の営農作業にも協力するということを確認し，基準を満たしており問題ないと思います。
次に第 30 件は，これも同じく 29 番推進委員と確認をしました。すでに稼働中の太陽光発電施設の隣接地に資材置場を設置されるもので基準を満たしており問題ありません。
- 3 番 第 31 件は 3 月 21 日に 1 番委員と 31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認をしました。隣接する家は，転用者と本家脇屋の関係で，聞いてみたところ別に問題ないということです。農地区分は 2 種です。
- 9 番 第 32 件は 3 月 21 日に 37 番推進委員と現地確認をいたしました。特に問題ありません。第 2 種農地です。
- 5 番 第 33・34 件は関連案件のため，併せて報告します。
3 月 21 日に 38 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ありません。農地区分は第 2 種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は，承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 5 条の規定による許可申請，第 25 件を除く第 18 件から第 34 件について本案は，原案のとおり賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって農地法第 5 条の規定による許可申請，第 25 件を除く第 18 件から第 34 件について本案は許可決定をすることに決しました。
可決されました第 25 件，第 28 件，第 29 件については農地法第 5 条第 3 項及び第 5 号の規定により，広島県農業会議へ意見聴取し，「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には，許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議がありませんので，そのように許可事務を進めます。

次に，日程第 4 第 19 号議案を上程します。
農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について，第 1 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案書 11 ページをお開きください。第 19 号議案 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明します。
- 第 1 件は、株式会社〇〇から申請のあった太陽光発電施設への転用許可にかかる案件です。
- 鷺浦町向田野浦〇〇 外 1 筆 地目：畑 1,890 m²について、平成 31 年 3 月 26 日付で許可をしており、着工の遅れから令和 3 年 3 月 25 日までの履行延期承認をしていましたが、太陽光パネルなどの度重なる輸入の遅延により、資材の確保に時間を要し、工事日程が定まらず期間内に着工出来なかったため、再度履行延期承認申請が提出されたものです。
- 延期期限は、令和 4 年 3 月 25 日までです。
- 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請についての説明は以上です。
- 議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
- 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請、第 1 件について本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議長 挙手全員であります。
- よって、農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請、第 1 件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議長 次に、日程第 5 第 20 号議案を上程します。
- 非農地証明申請について、第 6 件から第 9 件を審議します。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 12 ページをお開きください。第 20 号議案 非農地証明申請について説明します。
- 第 6 件は、〇〇・〇〇から、糸崎 6 丁目〇〇 ほか 1 筆 地目：畑 合計 103 m²について、平成元年頃から耕作放棄し現在に至り、現況地目：山林・原野として非農地証明申請が提出されています。
- 第 7 件は、〇〇から、沼田西町松江〇〇 地目：田 181 m²について、平成 23 年頃から耕作放棄し現在に至り、現況地目：山林として非農地証明申請が提出されています。
- 第 8 件と第 9 件は同一の所有者からの申請のため併せて説明します。
- 第 8 件は、本郷町船木〇〇 ほか 1 筆 地目：畑 合計 213 m²について、第 9 件は、本郷町南方〇〇 地目：田 477 m²について、それぞれ〇〇から、平成 10 年頃から耕作放棄し、現況地目：山林および原野として非農地証明申請が提出されています。
- 申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議長 順次、地元委員の調査報告を求めます。
- 16 番 第 6 件は、3 月 21 日に 20 番推進委員と現地を確認しました。今ちょうどケーブルが上を通って一部伐採していますが非農地です。農地区分は 2 種です。
- 15 番 第 7 件は、3 月 19 日に 23 番推進委員と申請者の〇〇の立ち合いのもと、現地を確認しました。本郷支所から西に約 2 キロの地点に位置し、雑木・竹等が密集して再生不可能と思われれます。この農地は山すそにあり、農地パトロールの該当土地として挙げられている土地にあたります。非農地として問題ないと考えます。2 種です。
- 7 番 第 8 件は 3 月 19 日に 28 番推進委員と現地確認を行いました。申請地は「急傾斜地崩壊対策事業」でコンクリートのよう壁の奥の方にあり、また管理道もないため、耕作が現在されておりませんが、笹や雑木が繁茂しており復元は困難であります。農地区分は 2 種農地です。
- 4 番 第 9 件は、農地区分は 2 種農地です。3 月 19 日に行政書士立ち合いのもと 29 番推進委員と現地確認をいたしました。現状笹竹が密生しておりまして農地復元は困難だと思えます。

よろしく申し上げます。

議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第6件から第9件について、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、非農地証明申請、第6件から第9件については申請どおり決しました

議 長 次に、日程第9 第24号議案を上程します。
農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて、第2件から第5件を審議します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをお開きください。第24号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」について説明します。

本議案は、農業委員会が定める別段の面積を定める区域である特例区域の設定を求めるものです。

第2件は、糸崎1丁目の〇〇が所有する、糸崎6丁目〇〇、地目：畑、214㎡について、住宅に併せて農地を取得し、新規就農したい希望者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。

第3件と第4件は関連案件のため併せて説明します。

第3件は、明神1丁目の〇〇が所有する、須波西2丁目〇〇、地目：畑、70㎡について、第4件は、兵庫県神戸市須磨区の〇〇が所有する、須波西2丁目〇〇ほか1筆 地目：畑合計359㎡について、どちらも住宅に併せて農地を取得し、新規就農したい希望者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。

第5件は、久井町江木の〇〇が所有する、久井町江木〇〇 ほか1筆、地目：畑、合計173㎡について、住宅に併せて農地を取得し、新規就農したい希望者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。

第2件から第5件については、別段面積の特例区域設定要綱第2条第1項第1号の設定基準「空き家に付随する農地であること」に該当します。

農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
続いて、地元委員の調査報告を求めます。

16番 第2件は3月21日に20番推進委員と現地を確認しました。昨年、荒廃した農地と確認した農地の一部ですが農地に復元することを確認しました。

12番 第3件・第4件は3月22日に25番推進委員と現地を確認をいたしました。3番4番は申出人がいっしょで畑自体も近くにありました。事務局の説明どおり問題ないと思います。

14番 第5件は3月22日に13番委員・30番推進委員・32番推進委員の4名で現地確認を行いました。現地は久井支所から北東へ約2.5キロの地点であります。〇〇のすぐ南側の崖下という地点でございました。現地は防草シートで畑が覆われておりました。というのは所有者の〇〇が施設の方に入られているということで、草の対策ということでございました。後日こちらを買われる〇〇に話をしたところ、今住んでいるところが手狭で建物が古くなってきたので、ちょうどこちらの方を売るといような話を聞いてこちらを買取るといことで話が進んでそうです。畑の方は建物を取得したら同時に作物を植えたいということでした。事務局の説明どおり問題ないと思います。

議 長 地元調査委員の調査報告は、特例区域の設定について承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・異議なしの声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
本議案に賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、「農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定する別段面積の特例区域設定要綱」に基づく特例区域は、原案のとおり決しました。

議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 3件
○農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 3件
○農地法第5条の規定による許可不要案件 2件
○農地転用(農業用施設)届出受理 3件
○農地改良届出受理 2件

2 その他
○今後の日程
4月23日(金)14時
○不適切な事務処理による農地転用許可の遅れについて

議 長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。